

遠賀川水系穂波川 浸水想定区域図 下流 (1:5,000)

凡 例
 浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m 未満の区域
- 0.5~1.0m 未満の区域
- 1.0~2.0m 未満の区域
- 2.0~5.0m 未満の区域
- 5.0m 以上の区域

浸水想定区域の指定の対象となる水位情報周知河川

市町村界

N

0 50 100 200 300 400 500m

飯塚市

桂川町

1. 説明文

- (1) この図は、遠賀川水系穂波川の水位情報周知区間[※]について、水防法の規定により指定する浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
- (2) この浸水想定区域等は、平成19年3月時点の穂波川における河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である遠賀川水系全体で概ね150年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、穂波川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施に当たっては、国管理区間のはん濫、支川のはん濫、想定を超える降雨、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 作成主体 | 福岡県飯塚土木事務所 |
| (2) 指定年月日 | 平成20年2月22日 |
| (3) 告示番号 | 福岡県告示第289号 |
| (4) 指定の根拠となる法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項 |
| (5) 対象となる水位情報周知河川 | 遠賀川水系穂波川
(実施区間：県管理区間(起点から県管理区間下流端まで)) |
| (6) 指定の前提となる計画降雨 | 日の出橋上流域の2日雨量405mm
(穂波川流域の1日雨量290mm相当) |
| (7) 関係市町村 | 飯塚市、桂川町、筑前町 |
| (8) その他の計算条件等 | ①はん濫計算は、対象区域を50mメッシュに分割して、これを1単位として浸水位を計算しています。
②浸水想定区域や等深線は、はん濫計算結果をもとに、1/5000、1/10000の地形図上の地形や連続盛土構造物(道路や堤防など)を考慮して図化しています。 |

※水位情報周知区間とは避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)への水位の到着情報を通知及び周知する区間。

遠賀川水系穂波川 浸水想定区域図 上流 (1:10,000)

凡 例
 浸水した場合に想定される水深(ランク別)

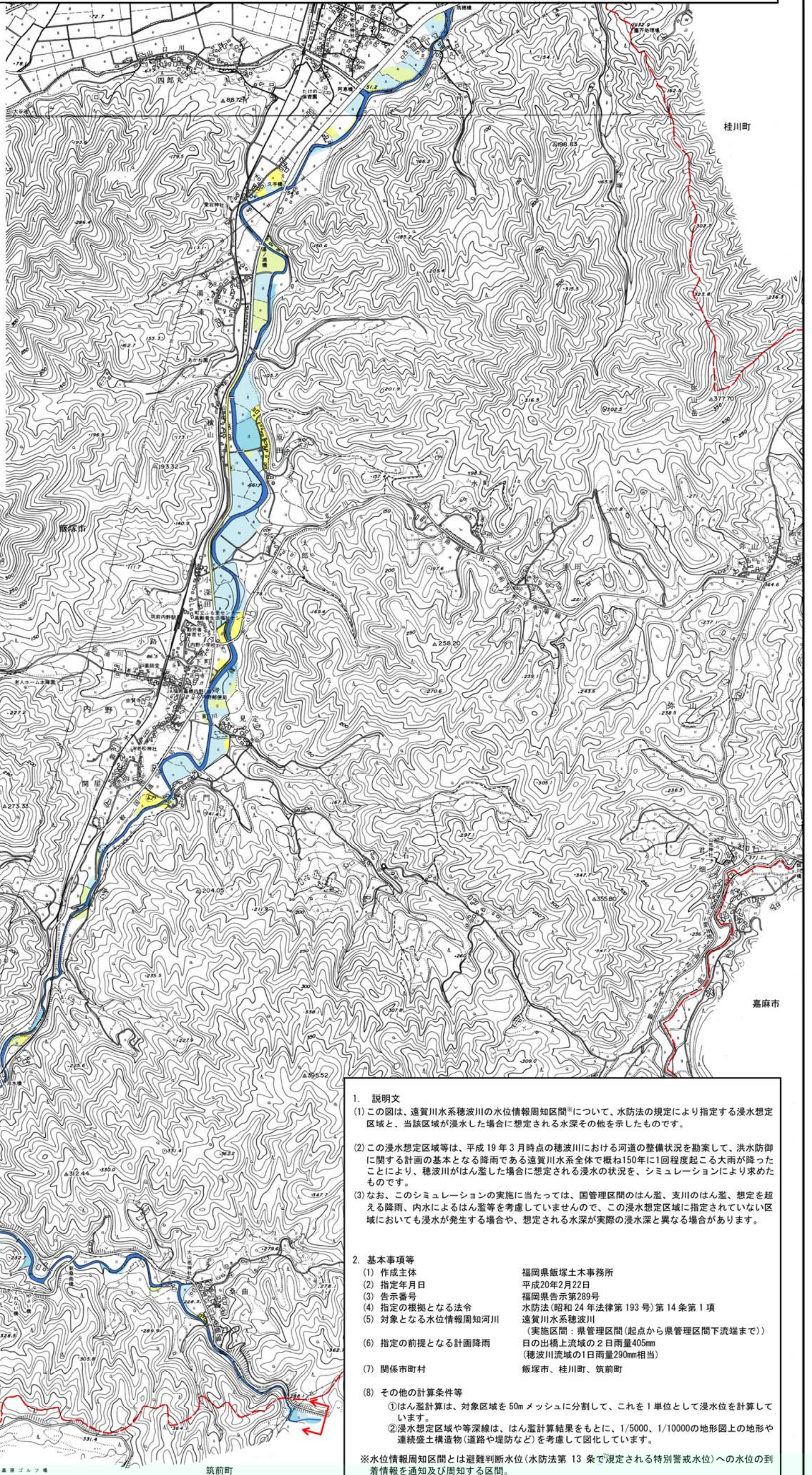
- 0.5m 未満の区域
- 0.5~1.0m 未満の区域
- 1.0~2.0m 未満の区域
- 2.0~5.0m 未満の区域
- 5.0m 以上の区域

浸水想定区域の指定の対象となる水位情報周知河川

市町村界

N

0 50 100 200 300 400 500



1. 説明文
 (1) この図は、遠賀川水系穂波川の水位情報周知区間[※]について、水防法の規定により指定する浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
 (2) この浸水想定区域等は、平成19年3月時点の穂波川における河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である遠賀川水系全体で概ね150年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、穂波川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施に当たっては、国管理区間のはん濫、支川のはん濫、想定を超える降雨、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等
 (1) 作成主体 福岡県飯塚土木事務所
 (2) 指定年月日 平成20年2月22日
 (3) 告示番号 福岡県告示第289号
 (4) 指定の根拠となる法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
 (5) 対象となる水位情報周知河川 遠賀川水系穂波川
 (実施区間: 県管理区間(起点から県管理区間下流端まで))
 (6) 指定の前提となる計画降雨 日の出橋上流域の2日雨量405mm
 (穂波川流域の1日雨量290mm相当)
 (7) 関係市町村 飯塚市、桂川町、筑前町
 (8) その他の計算条件等
 ①はん濫計算は、対象区域を50mメッシュに分割して、これを1単位として浸水位を計算しています。
 ②浸水想定区域や等深線は、はん濫計算結果をもとに、1/5000、1/10000の地形図上の地形や連続盛土構造物(道路や堤防など)を考慮して図化しています。

※水位情報周知区間とは避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)への水位の到着情報を通知及び周知する区間。